

山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱

(趣 旨)

手話通訳者派遣事業は、山梨県内に住所を有する聴覚障害者個人又は身体障害者団体、若しくは関係公的機関が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者と健聴者の意思の疎通を円滑にするとともに、聴覚障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 1 条 この事業の実施主体は山梨県とし、その業務は、合同会社カナエール（山梨県立聴覚障害者情報センター）に委託して行うものとする。

(手話通訳者の委嘱)

第 2 条 手話通訳者（以下「通訳者」という。）は、山梨県手話通訳者認定試験に合格し、又は山梨県手話通訳者登録取扱要領に基づき、山梨県又は甲府市に登録された者の中から山梨県立聴覚障害者情報センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

2 委嘱期間は、1年とする。

(通訳者の派遣)

第 3 条 通訳者は、次の場合に派遣する。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

- (1) 関係公的機関、障害者団体等からの依頼
- (2) その他、所長が必要と認めた場合

(通訳者の派遣依頼の方法)

第 4 条 通訳者の派遣を依頼する場合は、一週間前までに、手話通訳者派遣申込書（第 1 号様式）に必要事項を記入の上、所長に申し込むものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(業務報告)

第 5 条 通訳者は、業務を終了した場合、手話通訳者業務報告書（第 2 号様式）を所長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第 6 条 通訳者は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、その身上等に関する秘密を守らなければならない。

(派遣手当等の支給)

第7条 通訳者の派遣手当及び費用弁償は、提出された業務報告に基づき、別に定める基準により算定し支給する。

(台帳の整備)

第8条 所長は、手話通訳者派遣状況台帳(第3号様式)を整備し、その年度終了後、5年間保管するものとする。

(通訳者に対する研修)

第9条 所長は、通訳者の資質の向上を図るため、定期的に研修会を実施するものとする。

(通訳者の取消し)

第10条 所長は、通訳者が第6条の規定に違反したとき又は通訳者として不相当と認める事由が生じたときは、委嘱を取り消すことができる。

(その他)

第11条 通訳者は、その任務を行うにあたって、通訳者であることを証明する証明書を常時携帯するものとする。

2 この事業を円滑かつ効果的に実施するために、関係者との連絡を密にするものとする。

3 その他、この要綱に定めるほか必要がある場合は、山梨県と合同会社カナエールで協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

3 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

4 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

5 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

○派遣手当及び費用弁償の基準

第7条の通訳者の派遣手当及び費用弁償は、通訳者の請求に基づき、次のとおり支払うものとする。ただし、予算の範囲内とする。

1 手話通訳者の派遣手当は、最初の1時間を3,000円、以後30分につき750円とし、1日6時間を上限とする。

ただし、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までは100分の25を、午後10時から午前6時までは100分の50を、派遣手当に乗じて得た額を加算することとし、その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

なお、派遣時間が加算割合の異なる時間帯にまたがる場合、30分毎の属する時間帯の加算割合で算出する。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合、1時間分の派遣手当を補償料として支給する。

ただし、交通費は連絡を受ける前に、既に自宅を出発した場合のみ支給する。

2 支給期日は、原則として派遣月の翌月とする。

3 交通費は実費支給とする。